



2022年5月26日

各 位

会 社 名 日本精化株式会社
代表者名 代表取締役 矢野 浩史
執行役員社長
(コード番号4362 東証プライム市場)
問合せ先 経営企画室長 大倉 善弘
(TEL. 06-6231-4781)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2022年6月23日開催予定の第154回定時株主総会における議案について株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「株主提案書面」といいます。）を受領致しましたが、本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

I. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

II. 本株主提案の内容

1. 議題

- (1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- (2) 自己株式取得の件

2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載の通りです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は提案株主様から提出された株主提案書面の該当記載を原文のまま記載したものであります。

III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 「(1) 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件」

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対致します。**

(2) 反対の理由

当社役員報酬制度の改定につきましては、独立社外取締役が過半数を構成する指名報酬委員会での答申を受け、2022年4月28日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬の導入を含む報酬制度の見直しを決議し、これらに関する議案を2022年6月23日開催予定の定時株主総会に付議することとしております。従いまして、本株主提案の理由として記載されている「株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与える」という目的は、当社が付議を予定している議案（以下、「当社議案」といいます。）を承認可決いただくことにより十分達成されるものと考えます。

なお、本株主提案における譲渡制限付株式報酬制度と、当社議案における譲渡制限付株式報酬制度とは、具体的内容が異なっておりますが（例えば、当社議案においては、当社の社外取締役を除く取締役に対して支給する金銭債権の総額は5千万円以内、当社が新たに発行

又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内となっております。)、当社議案における譲渡制限付株式報酬制度の内容は、当社の実情を踏まえて慎重に検討したものであり、相当であると考えております。

また、本株主提案による株式報酬制度は、3年間かけて固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を付与するよう設計するものとされておりますが、当社が導入を予定している報酬制度においては、評価指標等を100%達成した場合、「基本報酬：業績連動賞与：株式報酬＝55:35:10」を目安としております。当該目安は、当社の実情を踏まえて、短期的インセンティブ及び中長期的インセンティブをバランス良く取り入れるよう慎重に検討した結果であり、相当であると考えております。

2. 「(2) 自己株式取得の件」

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対致します。**

(2) 反対の理由

当社は、自己株式の取得は、資本効率及び株主還元の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行の為に有効であると認識しております。直近でも2022年2月開催の取締役会決議に基づき、2022年2月25日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において取得総数131,000株、取得総額270,908,000円の自己株式を取得致しました。また、当社は2022年4月28日開催の取締役会において、利益分配に関する基本方針の変更を決議し、DOE（連結純資産配当率）3.0%を目安とすることを方針とすることにより、株主還元についても、配当水準の向上と安定化を着実に実施することをより明確にしております。

当社と致しましては、当社株式の流動性を考慮すると1年間で49億7千7百万円の自己株式を市場にて取得することは現実的ではなく、また、このような提案が可決されれば成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的成長と企業価値の向上が停滞するおそれがあるばかりか財務の安定性を損なうおそれもあり、結果として株主の皆様の利益を毀損するおそれがあるものと考えております。実際の当社業績等に基づき、当社株式の取引状況及び株価を踏まえながら、適切な時期において自己株式の取得を実施すべきであると当社は考えております。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま記載しております。

第1 提案する議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 2 自己株式取得の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2008年6月24日開催の第140回定時株主総会において、年額180百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）とすることが承認されているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに年額180百万円以内、付与株式数の上限85,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付き株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役（社外取締役を含む）とするのみならず、監査役、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

2 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,370,000株、取得価額の総額金4,977,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

以上